

# 令和4年度 長野市信州新町地域家庭ごみ収集運搬業務委託仕様書

長野市環境部生活環境課

## 1 名称

長野市信州新町地域家庭ごみ収集運搬業務委託

## 2 業務内容

### (1) 家庭ごみ等の収集運搬業務 (A業務)

長野市信州新町地域 (旧信州新町) の家庭から指定日に集積所へ排出された、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物 (プラスチック製容器包装、ビン、缶、ペットボトル、乾電池、紙類)、灰などを収集運搬するもの。

### (2) 資源物の特別収集運搬業務 (サンデーリサイクル、B業務)

信州新町支所駐車場において毎月 (4月~11月の8ヶ月) 第三日曜日に実施し、発注者の定める品目及び方法により収集し、発注者の指定する場所まで運搬する業務とする。業務実施日及び実施場所、収集品目については別表「サンデーリサイクル実施計画表」によるものとする。

また、通常午前10時から午後1時まで発注者の指示により実施し、収集運搬した資源物は、各々必ず発注者の指定する場所において検量を受け、発注者の指示により指定の場所へ運搬すること。

## 3 収集地域及び集積所数

信州新町地域を以下のとおり4地区に分けるものとする。

- ・ A地区 [新町第一区、新町第二区、日原区 (大原東組、大原西組、鹿道組)、牧下区 (伊切地区を除く)] 集積所 30 箇所
- ・ B地区 [水内区 (平組)、上条区 (久保組、本町組、境町組、千原田組)、里穂刈区、中部区 (下川組、太田笠子組 (石畑地区を除く))、竹房区 (大門組、L・R組、原組)] 集積所 46 箇所
- ・ C地区 [水内区 (橋場組、安用組、風越組、追沢組、花倉組、二丁田組、穴平組、寺尾組)、上条区 (矢ノ尻組)、東部区、中部区 (津和中央組、山秋組、大河組、石畑地区)、越道区、西部区、南部区] 集積所 62 箇所
- ・ D地区 [日原区 (日名組、置原組、橋木組、左右組)、信級区、竹房区 (塩本組)、牧下区 (伊切地区)、牧南区] 集積所 42 箇所

合計 180 箇所

#### 4 令和4年度排出見込量及び排出方法（参考排出量及び排出方法 令和2年実績）

回収品目	排出見込量	排出方法	排出頻度
可燃ごみ・灰	462 t	指定袋（緑字）及び粗大ごみシール・丈夫な袋	週1～2回
プラスチック製容器包装	30 t	指定袋（黄字）及び粗大ごみ	週1回
不燃ごみ	61 t	指定袋（赤字）及び粗大ごみシール	4週1回
ビン・乾電池	21 t	色別コンテナ	4週1回
缶	6 t	ネット袋（青色）	4週1回
ペットボトル	7 t	ネット袋（緑色）	4週1回
紙	45 t	紙種ごとにひもで結束	4週1回
計	632 t		

#### 5 各地域の指定日及び作業時間の目安

別添「令和4年度信州新町地域ごみ収集カレンダー」のとおり。また、作業時間の目安は表のとおり。なお、業務委託料設計に係る人件費と車両経費の単価設定には、表の作業時間の目安を参考にしてください。

※ 作業時間は1日あたりの収集～処理施設搬入までの目安

	作業時間（目安）
可燃ごみ・灰	6 h
プラスチック製容器包装	6 h
不燃ごみ	6 h
ビン・乾電池	8 h
缶	8 h
ペットボトル	8 h
紙	8 h

#### 6 収集作業仕様

(1) 収集時間 午前8時から収集終了まで（午後5時までには終了すること）

(2) 搬入先

A業務

・紙以外 ながの環境エネルギーセンター（長野市松岡2-27-1）

長野市資源再生センター（長野市松岡2-42-1）

・紙 (株)鈴剛 長野営業所（長野市青木島町綱島751-34）

B業務（翌日以降、長野市資源再生センター稼働日午前7時30分より受け入れ可能）

・紙以外 長野市資源再生センター（長野市松岡2-42-1）

・紙 (株)藤川紙業長野営業所（長野市若里七丁目11-1）

(3) 使用車両

・可燃ごみ、プラスチック製容器包装、不燃ごみ、缶、ペットボトル、灰・・・パッカー車  
（4 t程度）

・ビン、乾電池、紙・・・平ボディ車（2 t程度）

(4) 従事者 車両1台あたり2名以上

(5) 積載方法 2品目以上のごみ、資源物を混載しないこと。

ただし、ビン収集日については例外とし、ビンは荷台にドラム缶を用意し

色別に積載、乾電池は専用コンテナに積載する。

※ 使用車両について、委託業務に使用する際には発注者が指定する方法（マグネットシート）により委託業務作業中であることを明示すること。

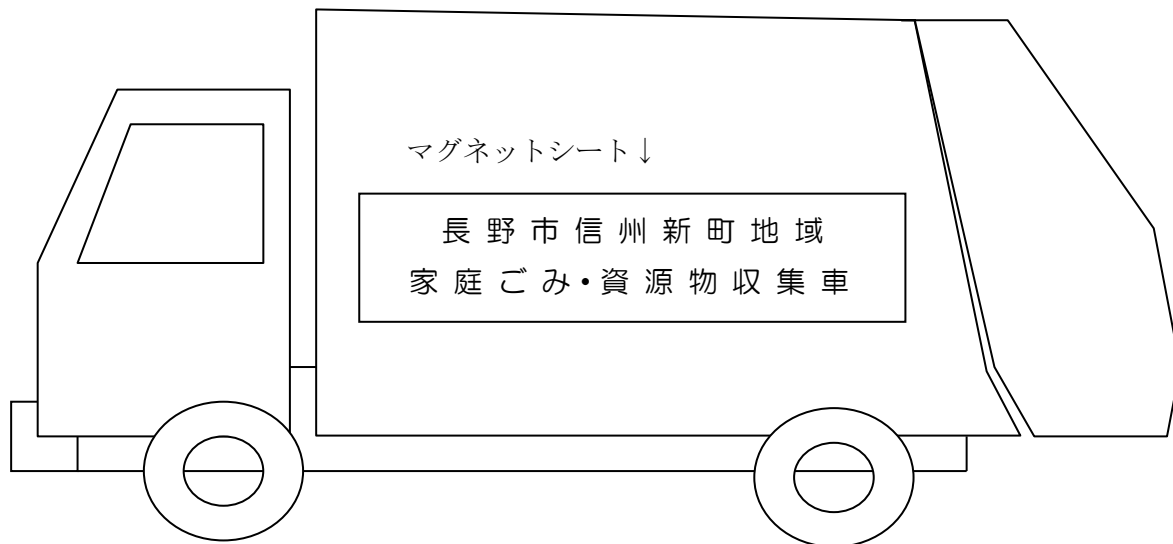
## 7 その他

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項の定めに基づき、業務の全部を一括して、又は一部を第三者に委任し、又は請け負わないこと。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号に定める基準に適合していること。
- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。また、長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引き」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。
- ・業務に支障をきたさないように必ずごみ集積所の場所等を確認しておくこと。
- ・排出方法及び搬入先施設の受入れ基準等を確認し、不適正な排出物については注意シールを貼付して取り残しをすること。
- ・事故、トラブル等発生した場合は常に連絡が取れる体制を確保すること。
- ・使用車両及び作業員について、契約時に一覧表を提出すること。
- ・契約は年間総額での契約とし、月末の実績報告を受けて1ヵ月分の支払い（契約額の12分の1）をするものとする。
- ・ながの環境エネルギーセンター及び長野市資源再生センターへ搬入の際は、松岡地区及び大豆島地区内を通らず、堤防道路を使うこと。
- ・軽トラックを使用する場合は、事前に生活環境課と協議すること。

# 長野市信州新町地域ごみ専用収集車表示等指示書

## 1 パッカー車

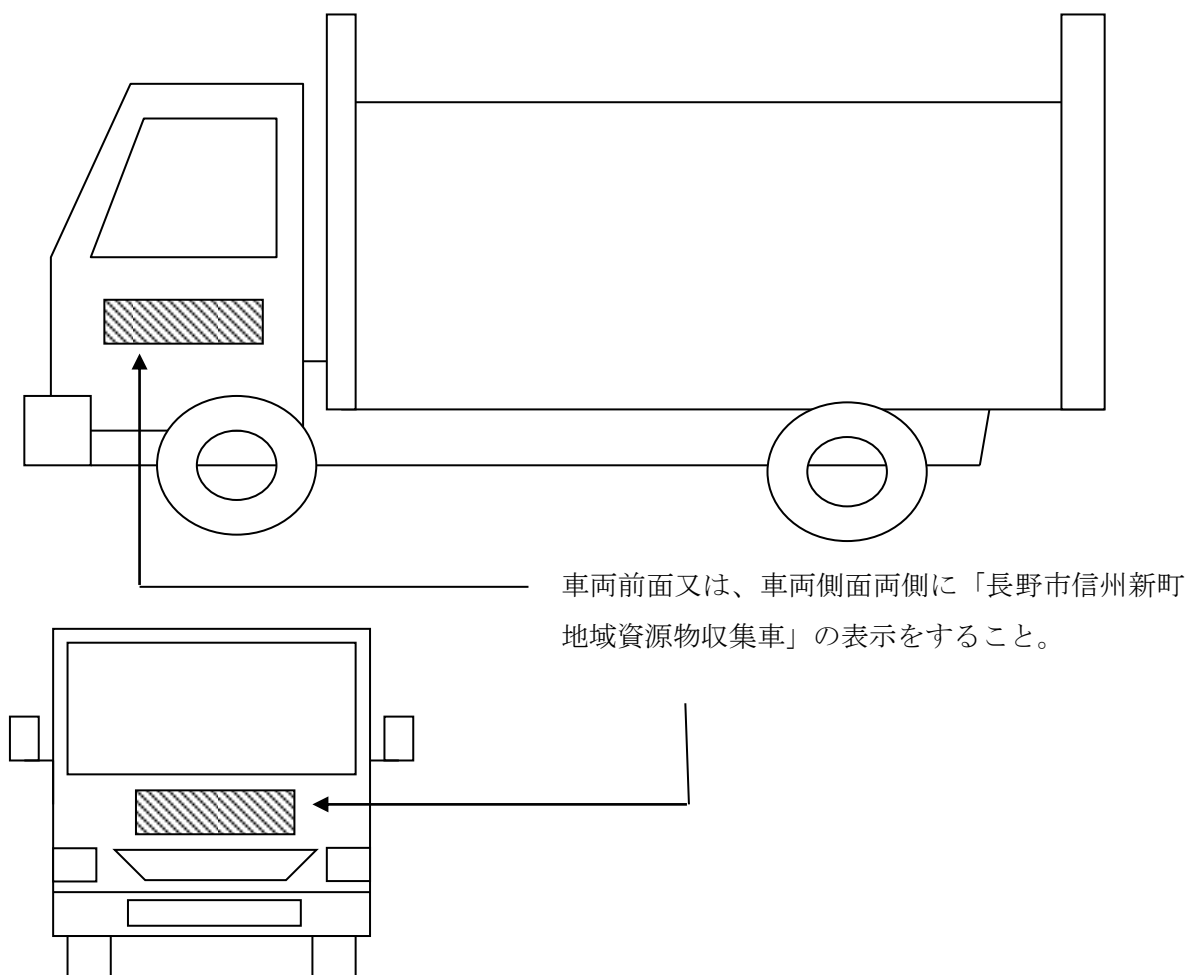
可燃ごみ、不燃ごみ、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、灰の収集に使用



車両側面両側に、長野市指定のマグネットシート表示板を貼付すること

## 2 平ボディ車

紙、ビン、乾電池、サンデーリサイクルに使用



(別表)

サンデーリサイクル実施計画表

実施日	実施場所	収集品目
第三日曜日 (4月～11月)	信州新町支所駐車場	ビン・缶・ペットボトル・蛍光灯・紙・廃食用油 剪定枝葉等・乾電池

- ※ 蛍光灯・・・割れないように箱もしくは袋に入れて排出されるので、そのまま受け取る。  
紙・・・新聞・チラシ、雑誌・その他古紙・ダンボール、紙パックに分けて受けとる。  
廃食用油・・・植物性の食用油に限定する。  
剪定枝葉等・・・剪定枝、草、葉などを、紐でしばったり、袋に入れて排出されるので受け取る。なお、家庭から出されたものに限定し、農業系のものは回収しない。
- ※ 使用車両等  
パッカー車1台、平ボディ車2台 3人体制(量により変更可)